

建築協定によるまちづくり

建築協定とは？

“住まいの環境をよくしよう”、“商店街の利便をはかろう”など、地域の皆様が話し合って、まちづくりのルールを定め、運営していくものです。

建築基準法

全国的な視野に立って定められた最低限の基準
個々の地域の要望には細かく応えていないところがあるかもしれません。

建築協定

地域の皆様で、地域独自の建築に関するルールを定め
建築協定を結ぶことにより、よりきめ細やかなまちづくりを
することができます。

地域のルールを
プラス

Q. 建築協定にはどんな人が参加できるの？

A. 「土地の所有者及び借地権を有する者」です。
具体的には、例えば登記簿上の土地所有者や建物所有者のことです。

Q. 協定で定められる制限は？

A. 建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備についてです。
例えば、敷地面積の最低限度や敷地分割の禁止、高さ・階数の制限、敷地境界線からの外壁後退、敷地内の緑化、色調、塀の構造などを定めることができます。

Q. 土地の所有者が変わったら効力はどうなるの？

A. 協定区域内の土地を相続したり、後から購入したりする人は自動的に協定に加入したことになりますので、次の土地の所有者に効力が継承されます。



滝子町建築協定地区